

軽度・中度難聴者の補聴器購入費用の一部を助成します

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴者の方を対象に補聴器購入費用の一部を助成します。

○助成内容

購入費用の2分の1を助成します。ただし、上限額は次のとおりです。

生活保護世帯、住民税非課税世帯 上限 5万円

住民税課税世帯 上限 2万5千円

○対象となる方

次の要件すべてに該当する方です。

- ・市内に住民登録されている18歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方
- ・5年以内に由利本荘市難聴児補聴器購入費助成事業で補聴器を購入していない方
- ・市税等の滞納がない方

○申請について

購入前に申請が必要です。事前に市窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

【18～64歳の方】 福祉支援課 24-6314

【65歳以上の方】 長寿生きがい課 24-6322

または各総合支所市民サービス課

申請の流れ

1. 申請書類の準備

市の窓口、または市のホームページから申請書類を用意します。

2. 医療機関を受診

病院を受診し要件に該当すると認められた場合は、意見書を作成してもらいます。

※身体障害者手帳の診断書の作成ができる医師が作成した意見書に限ります。

※意見書の作成は、診断書料がかかります。

3. 補聴器の見積書の準備

補聴器販売業者で、医師からの意見書をもとに見積書を作成してもらいます。

4. 申請

市窓口に、次の書類を提出してください。

申請書（様式第1号） 医学的判定意見書（様式第2号） 見積書

5. 市から助成の可否を通知

市で申請書類を審査し、助成の可否を通知します。

※市から、決定通知書（様式第3号）、給付券（様式第4号）、請求書（様式第6号）、請求書兼委任状（様式第7号）を送付します。

6. 補聴器の購入

市から決定通知書等が届いたら、見積書を作成した補聴器販売業者に給付券（様式第4号）を提出し、補聴器を購入します。

※代理受領を希望する場合は、請求書兼委任状（様式第7号）を補聴器販売業者へ提出してください。

7. 助成金の請求

補聴器を購入したら、次の書類を市へ提出してください。

請求書（様式第6号）または、請求書兼委任状（様式第7号）

給付券（様式第4号）

領収書等（代金を支払ったことが分かる書類）